

幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の育児休業等に関する条例 (平成4年3月23日 条例第6号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) <u>職員の定年に関する条例</u> (昭和59年条例第1号。以下「定年条例」という。) 第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア及びイ 略</p> <p>第2条の2～第8条 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>第10条～第15条 略</p> <p>(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)</p>	<p>○幕別町職員の育児休業等に関する条例 (平成4年3月23日 条例第6号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) <u>職員の定年等に関する条例</u> (昭和59年条例第1号。以下「定年条例」という。) 第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア及びイ 略</p> <p>(4) <u>定年条例第9条の規定により異動期間 (同条の規定により延長された期間を含む。第9条第3号において同じ。) が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>第2条の2～第8条 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>第10条～第15条 略</p> <p>(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)</p>

現 行 条 例			改 正 条 例		
<p>第16条 育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第16条 育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
略			略		
第9条の4第2項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）	第9条の4第2項	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）
略			略		
<p>第17条 略</p> <p>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p>			<p>第17条 略</p> <p>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p>		
<p>第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
略			略		
第9条の4第2項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）	第9条の4第2項	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
略			略		
第22条の2	再任用職員	任期付短時間勤務職員	第22条の2	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p>			<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p>		

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第21条～第25条 略</p>	<p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第21条～第25条 略</p>